

番号・件名	請願第3号 地方自治法改正案に反対する意見書の提出方について
請願者	住所 団体名 ※個人のため省略 氏名
請 願 の 要 旨	
<p>【請願の趣旨】</p> <p>令和6年3月1日「地方自治法の一部を改正する法律案」が閣議決定されている。</p> <p>この改正案では、「大規模な災害、感染症のまん延その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす」場合に際し、「その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができる」こととされている。</p> <p>しかし、災害対策基本法や感染症法などの個別法で国の指示権が規定されているにも関わらず、この上さらに地方自治法を改正する必要があるのか疑問であり、法案提出に際して、その点が十分に検討された形跡が見られない。</p> <p>また、現行法では国の地方公共団体への「指示」は、個別法で「緊急性」を要件として認められている。しかし、一般法である地方自治法を改正して、個別法の根拠規定なしに、「緊急性」の要件を外してしまうと、「緊急性」がない場合でも曖昧な要件のもとに国の指示権を一般的に認めることになる。これは、地方分権の趣旨や憲法の地方自治の本旨に反すると考えられる。地方自治の原則は、地方公共団体が自主的に行政を行うことを保証するものである。しかし、「緊急性」がない場合でも国が指示権を行使できるとすると、この原則が侵害される可能性が懸念される。</p> <p>さらに、法案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生する恐れがある場合」「地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案して」など、曖昧な要件で指示権を認め、「緊急性」の要件を外してしまっており、内閣による濫用とそれによる独裁的な権限強化が懸念される。具体的には、法定受託事務と自治事務を区別せずに国の指示権を論じている点について、問題が生じる可能性がある。例えば、市町村税の賦課徴収、飲食店の営業許可、病院や薬局の開設許可、都市計画の策定など、本来は自治体が自主的に行うべき自治事務に対して、国が不適切に介入する可能性がある。これは、地方自治の原則に反すると考えられる。また、2020年の3月2日からの臨時休校の例を挙げると、全国一斉に国からの指示が出され、安倍首相の要請が事実上、強制として機能してしまったという状況がありこれは、国の指示権が適切に制限されていない結果と言える。</p> <p>以上のことから地方自治権が蔑ろにされ、民主主義の根幹が揺るがされかねない同法案について反対する意見書を国へ提出する事を求める。</p>	

個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。